建 不 第 ２ ４ ７ 号
令和２年５月２５日

各関係団体の長　様

千葉県県土整備部建設・不動産業課長
（ 公 印 省 略 ）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御理解・御協力いただきありがとうございます。

県では、これまで国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県民の皆さんや事業者の皆さんに対して外出の自粛要請や施設の使用停止要請等の措置を行ってきたところです。

本県は、国の緊急事態宣言が解除され、また県内の感染者数が３週間以上一桁で推移している状況にあります。

そこで、本日、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添記者発表資料のとおり５月２６日午前０時から施設の使用停止要請を一部解除するとともに、外出自粛等の協力要請を緩和することを決定しましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該要請内容について御理解いただくとともに、貴団体の構成員の皆様に速やかに周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

県としては、感染症拡大を防止し、一日も早く終息できるよう引き続き取り組んでまいりますので御理解・御協力いただきますよう重ねてお願いいたします。